

令和4年度 高西中学校 自転車通学について

1 自転車通学許可の手続きについて

自転車通学許可については、次のように規定しています。

- 自転車通学許可区域の生徒で、自転車通学を希望する場合は、自転車通学規定の遵守を条件に、通学許可が下りた生徒だけ、自転車による通学を許可します。
- 自転車通学許可が下りている生徒であっても規程を守ろうとせず危険行為が重なれば許可を取り消す場合もあります。

2 自転車通学許可規程について

●危険行為について

- ❖①学校坂道を自転車に乗ったまま上り下り、二人乗り、傘差し等の片手運転等の危険行為を禁じ、違反した場合は、1回目1週間、2回目1ヶ月間、学校で自転車を預かり、その間の自転車通学許可を停止する。
- ❖②自転車通学停止中の無許可自転車通学や、違反3回目については、年度内の自転車通学許可を取り消しとする。
- ❖③地域への駐輪は、その駐輪が無断、了解に関わらず、また本人が自転車通学許可、無許可に関わらず、1週間の自転車預かりとし、その間の自転車通学許可を停止しする。
- ❖④部品交換まではしないが、自転車のハンドルを上にする等の改造をし、注意による改善がなされない場合、危険行為と同等として指導する。
- ❖⑤自転車を借りた生徒が違反をした場合でも、貸した生徒の責任となる。
- ❖⑥指導しても改善がみられない場合、自転車通学許可自体の取り消しもありうる。

	自転車通学許可生徒	自転車通学無許可生徒
危険行為 (二人乗り・坂道乗車・傘差し運転・ヘルメットとあごひも未着用) 交通ルールが守れない	初回目・・・1週間の預かり 2回目・・・1ヶ月の預かり 3回目・・・1年間の許可取り消し	初回目・・・1週間の預かり 2回目・・・1ヶ月の預かり
放置自転車	毎 回・・・1週間預かり	毎 回・・・1週間預かり

●自転車通学許可区域

◆許可区域(詳しくは入学説明会で配った規程の地図に示してある)

- ❖①西藤町森実・上組・虹ヶ丘・割石・大町地区
- ❖②高須町西新涯地区の一部(西公園付近より西南)
- ❖③高須町東新涯地区の一部(東公園より南)
- ❖④高須町太田地区の一部(太田川付近より西)
- ❖⑤その他、健康上の理由などで特別な配慮のいる生徒

🚲 自転車通学者が守ること

- ❖ ① 自転車は、高西中学校の指定された自転車置き場に置くこと。
- ❖ ② 決められた通学路を通ること。
- ❖ ③ 雨天時は、カッパやレインコートを着用すること。(傘をさしての運転は不可)
- ❖ ④ 学校で登録・発行した鑑札(許可証)と名前シールの貼ってある決められた自転車であること。

❖ 鑑札(許可証)が紛失・破損等で識別できない場合や自転車自体を購入し、変更した場合は、新たに150円を添えて再発行の手続きをする。

❖ 鑑札(許可証)の色別

平成31年度入学生【青】3年生

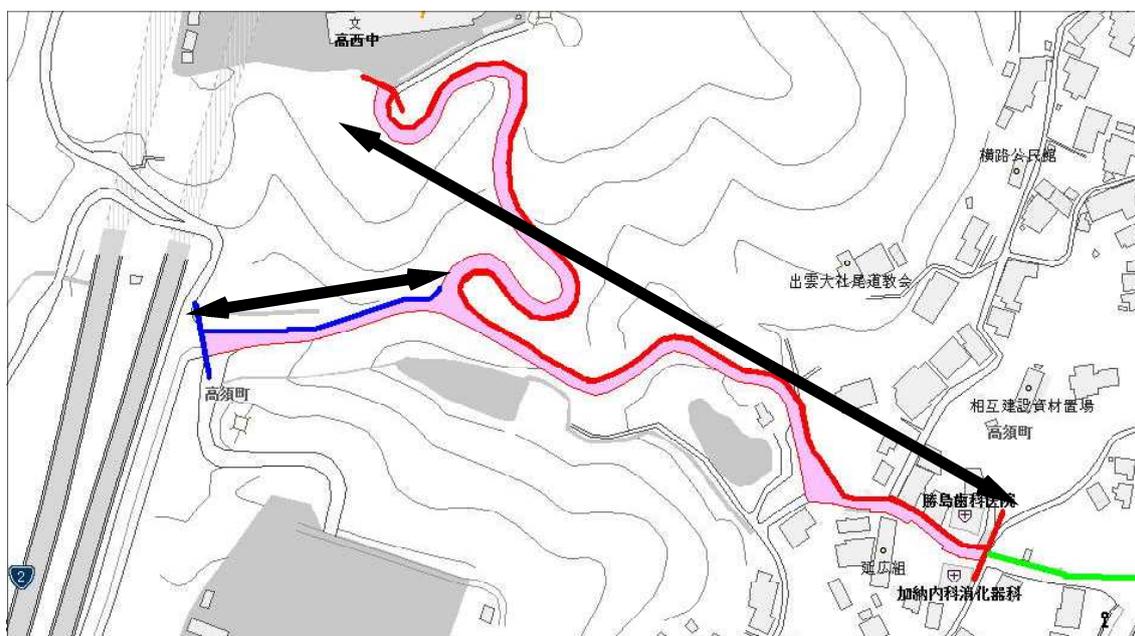
令和2年度入学生【黄】2年生

令和3年度入学生【赤】1年生

❖ 鑑札(許可証)の下に名前シールを貼る。

- ❖ ⑤ 学校への坂道とバイパス側道(西藤)への坂道は、自転車に乗らない。(地図参照)

自転車に乗ってはいけない区間 (高須小への坂道・加納内科・高西中学校校門の間)



自転車に乗ってはいけない区間



藤井川沿いの道路から側道までの坂道



- ⑥交通ルールを守る。(守られなければ危険行為とみなす。)
- ⑦安全整備・点検を怠らない。(定期的に自転車点検をし、不備な所は直す。)
- ⑧変形ハンドルやドロップハンドル、ステップ、日よけ等は禁止である。
- ⑨ヘルメットを着用する。(あごひもをしっかりと締めていなければ事故時に脱げ重大な障害を受けることになり、未着用と見なす。)
- ⑩規定を守られなければ、保護者と連絡を取り、改善されない場合は、自転車通学許可を取り消すこともある。

自転車通学者のヘルメット着用について

- ①学校規程のヘルメットを購入する。【 2,700 円】
- ②頭に合ったサイズを選ぶ。

・購入時に選ぶ

品番	頭囲 (cm)
FX-75R	54～60
FX-85R	60～62

・サイズ調節スポンジを使って調節する。



- ③ヘルメットは、まっすぐに深くかぶる。後や横に傾けない。
- ④あごひもはしっかりと締める。
- ⑤ヘルメットを落としたり、一度でも大きな衝撃を加えると性能が低下するため丁寧に扱う。
- ⑥自転車通学許可生徒は、ヘルメットの正面に校章のシールと後方に名前のシールを貼り、前後 2 枚のシールにより許可生徒であることを確認します。



鑑札→

名前シール→



- ⑦ヘルメットの取扱説明書をよく読み理解し使用する。

自転車通学許可自転車の確認

- ①自転車通学許可自転車は、鑑札(許可証)とその下に貼った名前シールにより確認します。

自転車通学生徒へのヘルメット着用の指導

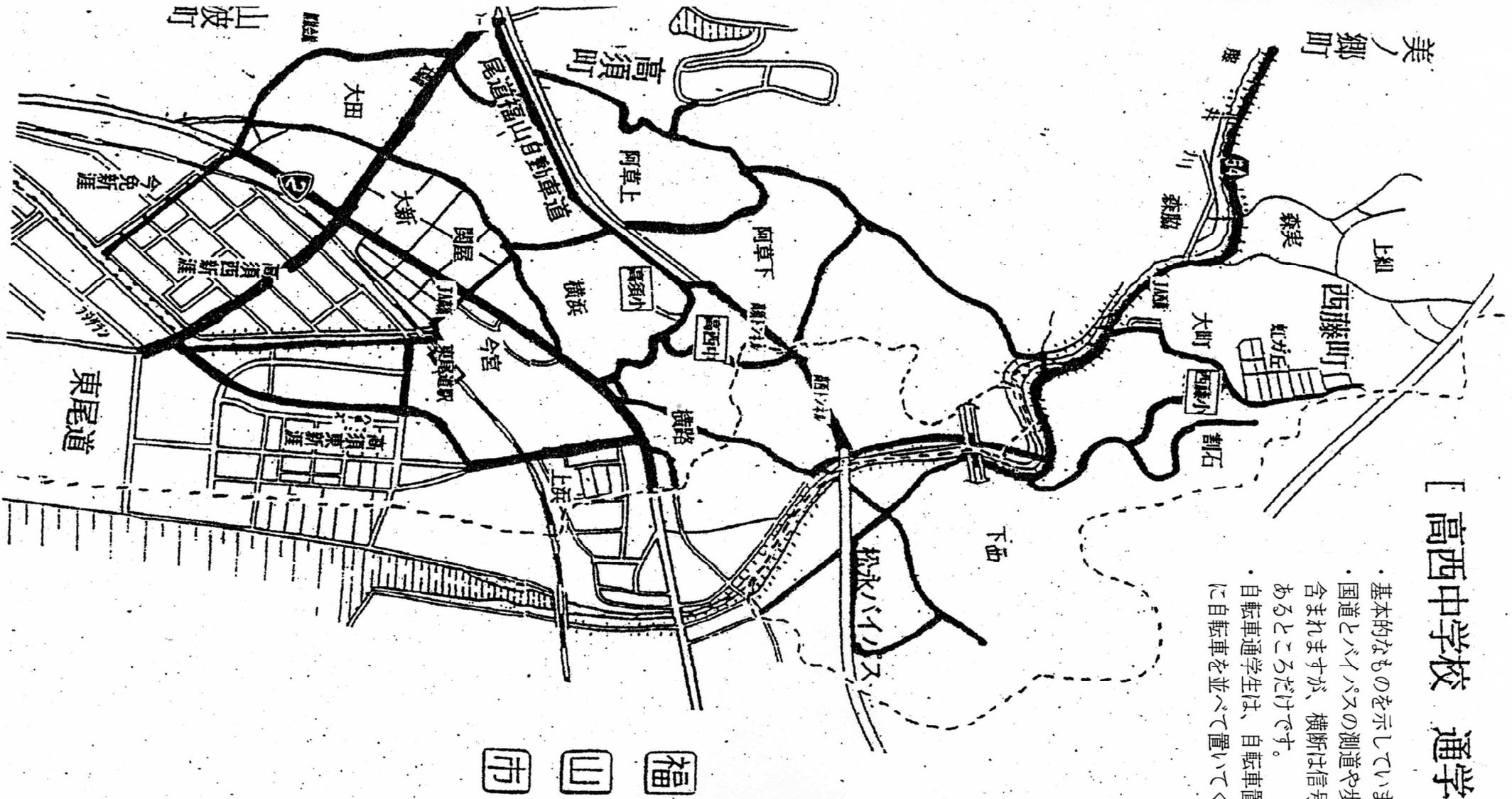
ヘルメットの未着用とは、

- ヘルメットを着用していない。
- あごひもをしていない。
- あごひもがゆるくすぐ外れる状態になっている。

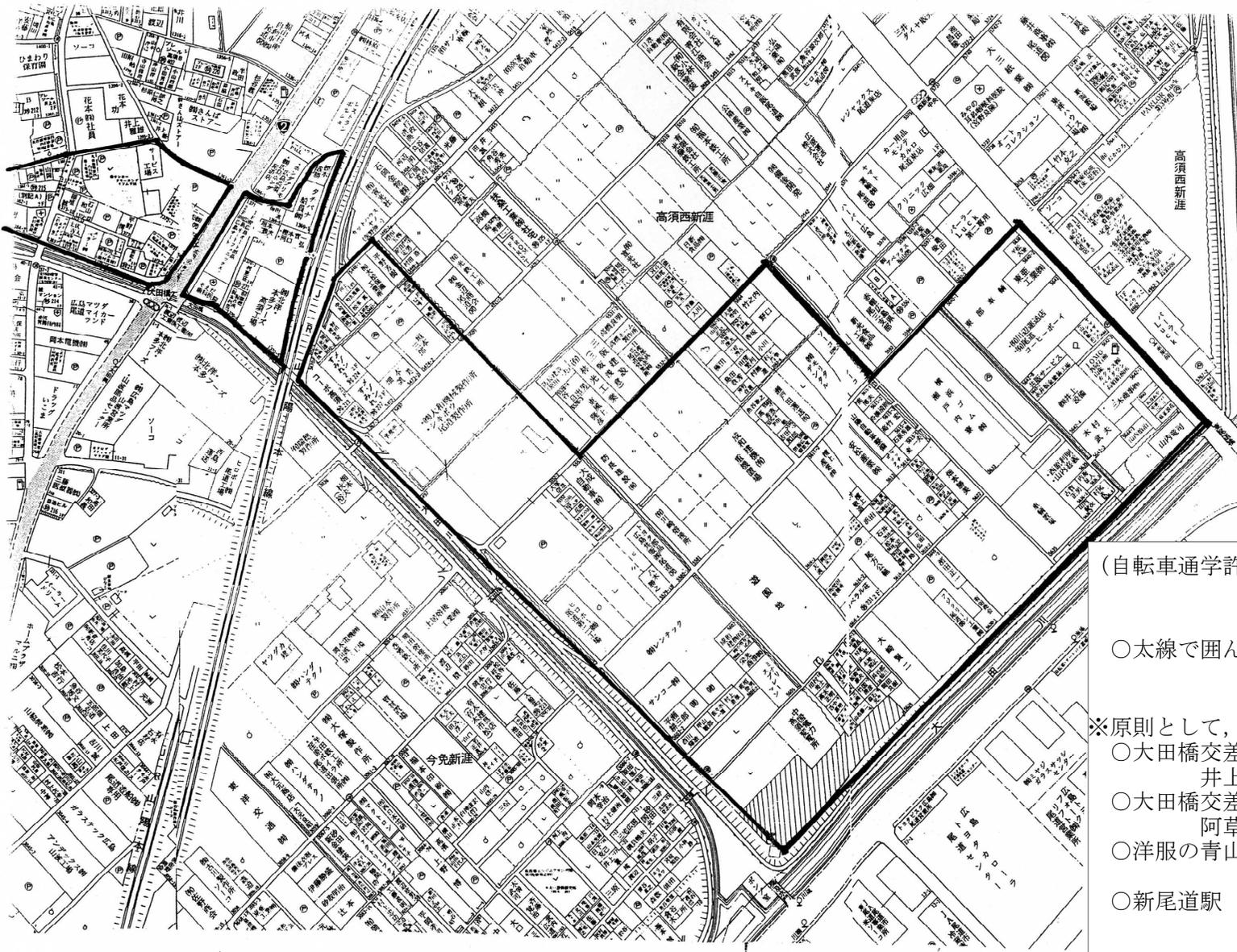
- 学校の指定された自転車置き場に置いてからヘルメットを取る。
- ヘルメットは、自転車かごやフレームにあごひものホルダーで固定しておく。

〔高西中学校 通学路〕

- ・ 基本的なものを示しています。
- ・ 国道とバインパスの測道や歩道も含まれますが、横断は信号機のあるところだけです。
- ・ 自転車通学生は、自転車置き場に自転車を並べて置いてください。



福 山 市



(自転車通学許可区域)

【西新涯】

○太線で囲んだ区域

通学路

※原則として、次の4カ所のどちらかを通ること

- 大田橋交差点→
井上酒店前交差点 経由 旧国道
- 大田橋交差点→
阿草入り口交差点 経由 バイパス側道
- 洋服の青山前交差点 経由 旧国道または国道
- 新尾道駅 経由 J A高須交差点

(自転車通学許可区域)

【東新涯】

○太線で囲んだ区域

通学路

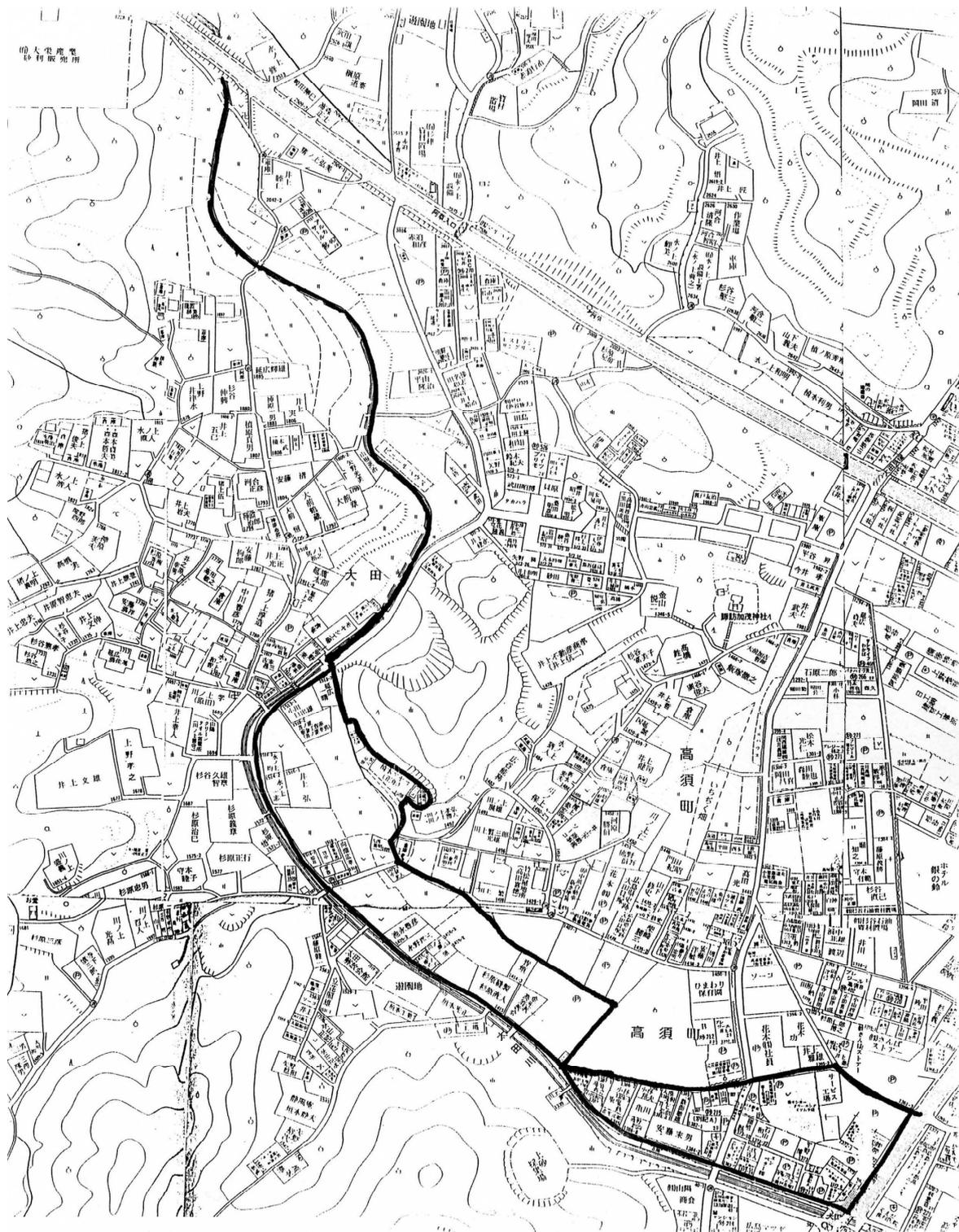
※原則として、次の3カ所のどちらかを通ること

○東尾道駅 経由 J A高須前交差点

○J R高架下 経由 尾道交通前交差点

○J R高架下 経由 啓文社前交差点





(自転車通学許可区域)

【大田】

- 太線で囲んだ区域
- 大田川より西の区域

通学路

※原則として、次の2カ所のどちらかを通ること

- 井上酒店前交差点 経由 旧国道
- 阿草入り口交差点 経由 バイパス側道